平成２２年（フ）第８７９号
岡山市中区兼基160番地１
債務者　小松　金一
１　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４５号
岡山市北区今６丁目７―18　メゾンムシカ306号、住民票上の住所岡山市北区今７丁目18番23号　レオパレスセピアコート107号
債務者　江口　純子（旧姓辻）
１　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３１号
静岡県島田市中河町192番地の１　ホワイトハイツＡ棟102号室、旧住所静岡県焼津市八楠295番地　かあさけやきＢ201
債務者　山田　絢子
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月６日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７０号
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納312番地２　平良アパート102号
債務者　仲吉　秀夫
１　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第８５号
沖縄県沖縄市字古謝91番地
債務者　宮城　　修
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第９３号
沖縄県沖縄市宮里２丁目１番３号　プラージュ琉希403号室
債務者　糸満あゆみ
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１０４号
沖縄県沖縄市胡屋７丁目３番５号　県営胡屋高層住宅911号室
債務者　久高　笑美
１　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第３４４号
東京都あきる野市伊奈873番地35
債務者　松岡　美香
１　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５０５号
東京都八王子市上野町18番地13第７ハイツ小池205号
債務者　馨　喜代子
１　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１９８号
静岡県浜松市中区城北２丁目４番６号井上アパート１階東
債務者　野村　悦子
１　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２１３号
静岡県磐田市国府台27番地７　アイム国府台205、前住所静岡県磐田市中泉226番地４　オオスズビル401号山岡方
債務者　鈴木　　隆
１　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

免責許可決定

平成２２年（フ）第６３２号
群馬県伊勢崎市上田町171番地４
破産者　石田　徳子
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６３３号
群馬県伊勢崎市上田町171番地４
破産者　石田　敬子
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６５３号
群馬県前橋市端気町113番地２
破産者　渡邉　裕佳（旧姓野口）
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６７１号
群馬県伊勢崎市野町182番地49
破産者　五十嵐　徹
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６７９号
群馬県前橋市東片貝町853番地１　第３サンライフ大島101号
破産者　北爪　昌夫
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第３号
群馬県伊勢崎市境下武士505番地７　ルミナス下武士105
破産者　三瓶とき子（旧姓鴫原）
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２５号
群馬県前橋市広瀬町２丁目32番地　ＨＦ―611号
破産者　山田　哲也
１　決定年月日　平成23年４月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所